

長岡市公告第136号

簡易評価型プロポーザル方式による建築実施設計委託の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による建築実施設計委託を実施するので、次のとおり公告
します。

平成19年7月4日

長岡市長 森 民 夫

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による建築実施設計委託は、稲葉団地公営住宅建替事業実施設計業務委託について参加者に提案を求め、その内容を評価し、最も優れた提案をした者と随意契約をするものです。

2 委託概要

- (1) 委託番号 住建委第1号
- (2) 委託名 稲葉団地公営住宅建替事業第1期工事実施設計業務委託
- (3) 委託期間 契約締結日から平成20年3月31日まで
- (4) 委託内容 稲葉団地公営住宅建替事業第1期工事の実施設計

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとするものは、次のすべての要件に該当するものであることを要します。

- (1) 平成19年度において長岡市に入札参加資格を有する建築設計事務所であること。
- (2) 新潟県内に本社のある建築設計事務所、過去10年以内(平成9年4月1日以降)に完成し、又は完成予定の公営住宅の建築設計(新築及び建替えに限る。)の実績を有していること。

※ 官公需適格組合(建築設計協同組合)については、組合員(構成員)の実績を、当該組合の実績とみなすことができるものとします。

ただし、官公需適格組合(建築設計協同組合)で参加する場合は、その組合員(構成員)単独での参加は認めません。

4 欠格要件

次の各号のいずれかに該当する場合は、欠格とします。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第3条に規定されている一級建築士でなければできない設計業務について、管理技術者が一級建築士でない場合又は業務内容に応じて他に資格要件を求めている設計業務について、当該資格を有していない場合
- (2) 管理技術者及び主たる分担業務分野の主任担当技術者が提出者の組織に属していない場合

- (3) 管理技術者が1名でない場合
- (4) 配置予定の技術者について、当該技術者が国家公務員である場合においては国家公務員法（昭和22年法律第120号）第103条の規定を、地方公務員である場合においては地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定を、満たしていないとき。
- (5) 主たる分担業務分野を再委託することとしている場合
- (6) 設定した分担業務分野において、協力事務所が他の応募者の協力事務所となっている場合
- (7) 参加者又は協力事務所が指名停止期間にある場合

5 参加表明書の提出について

当該プロポーザルに参加を希望する者は、平成19年7月11日（水曜日）までに「簡易評価型プロポーザル参加表明書」を長岡市財務部契約検査課工事契約係に持参し、提出してください。その際に、当該プロポーザルに関する資料をお渡しします。

6 質問書の提出について

5により参加表明書を提出した者は、平成19年7月18日（水曜日）までに、当該プロポーザルについて、書面により質問することができます。質問に対しては、平成19年7月25日（水曜日）までに、参加表明書を提出した者全員に回答します。

7 参加資格確認申請にあたり提出する書類

当該プロポーザルに参加を希望する者は、5の参加資格確認申請書等を次のとおり提出してください。

(1) 提出書類

- ア 簡易評価型プロポーザル参加資格確認申請書
- イ 提案書
- ウ 管理技術者・主任担当技術者の経歴等記載書
- エ 協力事務所の名称等
- オ 業務実施方針及び手法
- カ 3の(2)の実績を証明する契約書等の写し

(2) 提出期限 平成19年8月6日（月曜日）（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) 提出場所 〒940-8501

長岡市幸町2丁目1番1号

長岡市財務部契約検査課工事契約係（電話：0258-39-2210）

8 提案書の要求事項（特定テーマ）

当該プロポーザルにおいて提案を求める事項は、次のとおりです。

- (1) 環境に配慮した安全・安心な公営住宅づくりについて
- (2) ペット飼育と入居者全体の暮らしに配慮した公営住宅づくりについて

(3) 豊かな自然が残る周辺環境と調和した景観づくりについて

9 現場説明の有無

建替事業予定地での現場説明は、行いません。

10 提案書の特定及び採用・不採用通知

(1) 提出された提案書の内容を評価し、最も優れた提案を採用します。なお、評価の結果については、後日、採用・不採用の通知を送付します。

(2) 当初の提案者が少数であるため競争性が確保されないと認めるときは、一般の指名競争入札に切り替えることがあります。

11 不採用理由の説明

不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

12 見積合わせの通知

採用の通知を受けた者へは、通知をした日以後のおおむね7日以内に見積合わせの通知をします。

13 留意事項

(1) このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。

(2) 提出された参加資格確認申請書及び提案書は、このプロポーザル以外の目的には使用しません。

(3) 提出された参加資格確認申請書及び提案書は、返還しません。

(4) 不明な点については、長岡市財務部契約検査課工事契約係に照会してください。